

# 税務 相談室



北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

## 従業員に対する現物給与および経済的利益

### 質問1

当診療所では、看護師および薬剤師に白衣を毎年2着（購入価格1着5,000円）ずつ支給しています。この白衣は、現物給与として源泉徴収しなくてはならないのでしょうか。

### 回答

現物で支給または貸与する場合は給与として課税しなくてよいことになっています。

郵便集配人、警察官、消防職員、守衛等のようにその職務の性質上制服の着用を必要とする者に支給した制服、その他の身のまわり品については、課税しないこととされています。

非課税の対象となる「制服」の条件とは、それを着用する者がそれにより一見して特定の職員、または特定の雇用主の従業員であることが判別できるものであることです。

ご質問の白衣は、たとえ同一規格の白衣であっても制服というよりも、むしろ事務服、作業服であって、直ちに非課税の対象とされるものではありませんが、その事務服、作業服が専ら勤務先のみで着用する場合は、守衛等の制服と同様にその支給による利益については、課税しなくてもよいこととされています。<sup>注)</sup>

なお、これらの制服等の支給または貸与に代えて金銭を支給する場合には、その金額の多少にかかわらず、給与所得として課税の対象とされます。

注) 所得税基本通達9-8（制服に準ずる事務服、作業服等）

### 質問2

当診療所では、従業員の勤務時間が朝9時から夜7時(内交替で休憩2時間)までですので、夜食を支給しています。来月から夜食の支給に代えて、夜食代として1日500円、月12,500円を支給したいと思います。この夜食および夜食代は、給与として源泉徴収しなければならないのでしょうか。

### 回答

使用者が使用人に支給した食事および食費代として支給した現金は、原則として給与として課税されます。<sup>注1)</sup>

ただし、食事を現物で支給する場合で、次のようなものについては課税しないことに取り扱われています。

#### (1) 残業または宿直をした者に支給する食事

使用人が通常の勤務時間外に残業または宿直、もしくは日直した場合に雇主から支給される食事<sup>注2)</sup>

#### (2) 食事の支給による経済的利益はないものとする場合

使用者が使用人に支給する食事についてその価額の2分の1以上を徴収している場合の経済的利益。

ただし、その食事の価額から実際に徴収している額を差し引いていた額が月額3,500円を超えるときは、使用者が負担した部分の全額が課税対象となります。

したがって、ご質問の場合の夜食は通常の勤務時間内の従業員に支給されるもので、かつ無償支給であるため、また、夜食代は現金支給のため、いずれも給与として源泉徴収の対象となります。<sup>注3)</sup>

注1) 所得税法36条の2（収入金額）

注2) 所得税基本通達36-24（課税しない経済的利益）

注3) 所得税基本通達36-38の2（食事の支給による経済的利益はないものとする場合）